

③ 4輪以上及び3輪の軽自動車（「初度検査年月」によって税額が異なります）

「初度検査年月」が平成14年以前のもの（経年車）

車種区分			平成27年度まで	平成28年度から
4輪以上	乗用	自家用	7,200円	12,900円
		営業用	5,500円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	6,000円
		営業用	3,000円	4,500円
3輪			3,100円	4,600円

「初度検査年月」が平成15年～平成27年3月（既存車）

車種区分			最初の検査年から 13年目まで	最初の検査年から 14年目以降（経年車）
4輪以上	乗用	自家用	7,200円	12,900円
		営業用	5,500円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	6,000円
		営業用	3,000円	4,500円
3輪			3,100円	4,600円

※最初の検査年から14年目を経過した年から変わります。

- 例) 4輪乗用自家用で「初度検査年月」が平成15年から平成16年3月まで
平成28年度まで 7,200円、平成29年度から 12,900円
- 4輪乗用自家用で「初度検査年月」が平成16年4月から平成17年3月まで
平成29年度まで 7,200円、平成30年度から 12,900円

「初度検査年月」が平成27年4月以後（新車）

車種区分			最初の検査年から 13年目まで	最初の検査年から 14年目以降（経年車）
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	12,900円
		営業用	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	5,000円	6,000円
		営業用	3,800円	4,500円
3輪			3,900円	4,600円

※注「初度検査年月」は、自動車検査証の「交付年月日」の右欄にあります。

お問い合わせ先 税務課（横田庁舎） 有線 20-4102、電話 52-2671

平成28年度以降の軽自動車税が変わります！

平成26年度、平成27年度の地方税法等の一部改正によって、平成28年度から軽自動車税が以下のように変更になりました。

①軽4輪車等に係る軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に新車新規登録をした一定の性能を有する軽4輪車等（3輪以上の軽自動車）について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入し、軽自動車税を軽減します。

対象及び軽課割合

【軽乗用車】

対象車	内容
電気自動車等	税率を概ね75%軽減
H32年度燃費基準+20%達成車	税率を概ね50%軽減
H32年度燃費基準達成車	税率を概ね25%軽減

【軽貨物車】

対象車	内容
電気自動車等	税率を概ね75%軽減
H27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減
H27年度燃費基準達成車+15%達成車	税率を概ね25%軽減

- ※「電気自動車等」：電気自動車及び天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）とする。
- ※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（☆☆☆☆）に限る。

軽課を適用した場合の税率

車種区分			平成27年4月1日 以降に新車新規 登録された車	グリーン化特例（軽課税率） （平成28年度のみ）		
				25%軽減	50%軽減	75%軽減
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
3輪			3,900円	3,000円	2,000円	1,000円

②原付や125cc以上のバイク、農耕作業用小型特殊自動車など

車種区分		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	3輪以上（ミニカー）	2,500円	3,700円
2輪（側車付を含む） （125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
雪上車		2,400円	3,000円
小型2輪（250cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円